

令和5年度 人事院調達改善計画 自己評価結果 (評価対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)						
調達改善計画で定めた取組	新規	実施した取組内容	取組の効果	目標達成状況	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
(1)電子調達システムの活用及び積極的な情報発信による参入業者の拡大						
一般競争入札案件については、引き続き電子調達システムを利用して入札を実施するとともに、同システムやホームページを活用することにより、人事院の実施する調達に関する情報をより多くの潜在的な応札者(応募者)に的確に届け、参入業者の拡大を図る。		一般競争入札については、原則電子調達システムを利用した入札を実施した。 また、年度当初の調達計画の公表(ホームページに掲載)、電子調達システムの活用、任意登録業者へのメールによる調達案内等を積極的に行った。	令和4年度が入札案件61件に対して応札者が164であったところ、令和5年度は入札案件65件に対して応札者が153となり、参入業者の拡大には至らなかった。	△	電子調達システムを利用することにより新規参入業者が増える可能性はあるものの、実際には、参考入手のみで調達に参加しない業者も多く見受けられ、必ずしも競争性の拡大に繋がらない。	引き続き電子調達システム及びホームページを活用し、情報を広く発信することで潜在的な応札者に情報を届けることにより、調達の競争性・公平性等の向上を図っていく。
(2)オープンカウンター方式による調達の本格実施						
少額随意契約案件については、ホームページ等を積極的に活用したオープンカウンター方式による調達を本格的に実施することにより、情報を広く発信し、中小企業からの調達機会の拡大、調達の競争性・公平性等の向上を図ることを目指す。		令和5年度はオープンカウンター方式に適した物品(一般的かつある程度の調達数量が見込める物品)の調達がなかったことから本格的な実施には至らなかった。	—	×	少量の調達又は入札となる案件が多く、一般的かつある程度の調達数量が見込める物品の調達が少ない。	今後は一般的な物品の調達にもオープンカウンター方式を採用したり、広く情報が伝わるよう公告期間を長めに設定するなど取組を進め、引き続きオープンカウンター方式による調達実施を推進していく。
(3) 情報システムに係る調達に際して、仕様の必要性・妥当性をチェックする。						
情報システムの調達に際しては、府省内全体管理組織(PMO)及びプロジェクト推進組織(PJMO)主導のもと、令和2年1月に作成したIT関連調達仕様書作成要領を活用しつつ、システム構築や改修の企画段階から仕様の内容や構成の必要性・妥当性をチェックすることにより、適正な調達を実施する。		情報システムの調達に際しては、調達原課において、IT関連調達仕様書作成要領を活用して仕様書の作成を行うとともに、仕様書作成の段階からPMOに仕様の内容や構成の必要性・妥当性について助言・指導を求めるなどし、適正な仕様書による調達の実施に努めた。	IT関連調達仕様書作成要領を活用した仕様書の作成により仕様書の不備等が減り、PMOによるチェックが効率的なものとなった。	○	IT関連調達仕様書作成要領により仕様書の雛形はできたものの、実際の業務の内容を正確に反映することができていない場合もあり、依然としてPMOによる指導が必要となっている。	引き続きPMO及びPJMO主導の下、システム構築や改修の企画段階から仕様書の内容や構成の必要性・妥当性、業務内容との整合性等についてチェックしていく。
(4)引き続き「1者応札(応募)」解消に向けた取組を推進する。						
1者応札の要因になりかねない事項の事前チェックを徹底するとともに、調達情報の積極的な発信を行い新規業者の参加を促す。また、1者応札(応募)となった事案に対しては、入札までに至らなかった理由を業者から必ず聴取するなど丁寧に実情を把握し、分析・考察のうえ可能なものは調達仕様に反映させる外、1者応札の要因となっている課題について、実施可能な改善策を実行に移し、1者応札の解消に努める。		1者応札の解消に向け、積極的に調達情報を発信するとともに、辞退した業者にその理由を聴取するなど原因の把握に努めた。	1者応札の割合は令和4年度と比べて若干増加(令和5年度:53.8%、令和4年度:49.4%)し、1者応札の解消には結びつかなかった。	×	例年同様に情報システムに係る調達案件で1者応札が多く見られるが、調達情報入手の段階から1者しか関心を示さなかったり、複数の業者が関心を示しても社内リソース不足を理由に辞退するなど、結果として1者応札となってしまうている。	引き続き調達情報を広く発信することで、当院の業務に関心を示していなかった業者の参加を促すとともに、引き続き辞退した理由の把握・分析、打開策の考察を行い、実施可能な改善策を実行に移し、1者応札の解消に努めていく。
(5)調達の公正性・透明性を高める観点から、競争的手続を更に拡大する。						
競争性のない随意契約について、可能な限り一般競争契約等による調達の可能性を追求する。 例えば、調達案件の内容に応じて、従来から引き続き、入札における「競争参加資格(全省庁統一資格)」「(「A等級」から「D等級」までの格付け)の設定に当たって、調達内容に応じた企業規模を勘案しつつ、許容される限り範囲を幅広く設定して、より多くの業者の参加を促すことにより競争性の確保を図る。(併せて、中小企業の受注機会の拡大に資するようにする。)		令和4年度同様、入札公告等入札関係資料に記載する競争参加資格(等級)の設定に当たっては、業務内容に鑑み支障がないか調達原課とも相談の上、原則として当該案件の調達規模見合いの等級の上下2段階まで幅広く資格を認めた。また、調達のミスマッチを防ぐため、新規参入業者に対しては丁寧に説明を行った。	左記の取組により、中小企業の参加機会が増加した。また、調達のミスマッチもなかった。	○	—	引き続き入札における競争参加資格を幅広く設定するなどし、より多くの業者に対して参加機会の拡大を図っていく。
なお、随意契約によらざるを得ないと判断される調達については、引き続き、当該判断の妥当性や合理的な理由の有無について随意契約審査委員会の審査手続を経るなどによって、公正・適正な随意契約の締結を確保する。		書籍の購入に係る案件については、納期に余裕を持たせるなどし、他機関との共同調達を実施した。	納期に余裕を持たせた結果、令和4年度と比べ1者応札が1件減少した。	○	—	引き続き仕様書の作成に当たっては納期の設定等に注意を払い、競争性を高めることにより調達経費の節減に努めていく。また、随意契約締結によらざるを得ないと判断される調達については、随意契約審査委員会の審査手続を経るなどして、契約の公正性・適正性を確保する。
(6)障害者就労施設からの調達を推進する。						
障害者就労施設からの調達が可能な案件を他府省の調達情報や取扱い業務の情報をもとに検証し、手続的に適正な競争性は確保した上で、積極的な見積依頼等の働きかけを行い、これら施設からの調達の一層の拡大に努める。		調達実績の拡大を目指し、調達の内容や数量を考慮しながら、障害者就労施設に対して積極的に情報提供や見積依頼等を行った。	令和4年度の調達実績額と比べると、物品の購入では873,248円、役務では1,382,965円、それぞれ上回る事ができた。	○	障害者就労施設は受注できる業務が限られていることや価格の面から調達まで結びつかない案件も見受けられた。	障害者就労施設側からの働きかけも増えていることから、引き続き積極的に情報提供等を行い、調達の拡大に努めていく。